

議案第6号

里庄町職員等の旅費に関する条例の一部改正について

里庄町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月5日提出

里庄町長 赤木 功

(提案理由)

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことを受けて、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減及び町費の適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講ずるため、本町においても国の改正に準じて所要の改正をする必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

里庄町職員等の旅費に関する条例（昭和28年里庄町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、支給する」を「支給する」に改め、「公務の円滑な運営」の次に「に資するとともに町費の適正な支出」を加え、同条に次の1項を加える。

2 職員及び職員以外の者に対して支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第1条の次に次の1項を加える。

（用語の意義）

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び規則で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所（常時勤務する勤務場所のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- (4) 遺族 死亡した職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (5) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、町と旅行役務提供契約（旅行者等が町に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

第2条第1項中「公務のため一時その在勤公署を離れて旅行（以下「出張」という。）」を「出張」に改め、同条第6項中「退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）」を「退職等」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第1項から第3項」を「第1項から第4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項」の次に「、第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「職員又は職員以外の者が町の機関」を「職員以外の者が、町」に改め、「、証人、鑑定人、参考人等として」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張のための旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
第2条に次の1項を加える。

8 第1項から第5項までに規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第3条第1項中「任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「、旅行命令権者」に、「旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）」を「旅行命令等」に改め、同項第2号中「第2項」を「第3項」に改め、同条第3項中「を（変更（取消を含む。以下同じ。）する）」を「の変更をする」に改め、「で、前項の規定に該当する場合」を削り、「第3条の2」を「次条」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項中「これを変更するには」を「その変更をするには」に、「当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示」を「、規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知」に、「当該旅行に関する事項を記載しこれを提示」を「当該事項の記載又は記録を」に改め、同条第5項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、「事項を記載」の次に「又は記録を」を加える。

第3条の2第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「旅行命令等変更」を「旅行命令等の変更」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第4条第1項中「車賃、日当、宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条第5項中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条第6項中「日当は、旅行中の日数に応じて1日」を「宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ1夜」に改め、同条第7項中「宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により」を「宿泊費は、第13条の額を上限とした実費額により旅行中の夜数に応じ」に改め、同条に次の2項を加える。

8 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価について支給する。

9 第1項に掲げる旅費の種類のほか、第16条に規定する町内旅費を旅費として支給することができる。

第5条第1項中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条で定める種類及び内容に基づき、」を加え、「旅費により」を「旅費によって」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第5条第2項から第4項までを削る。

第6条の見出しを「(職員以外の者の旅費)」に改め、同条中「第2項又は第3項」を「第3項又は第4項」に改め、「旅費とする」を削る。

第7条第1項中「精算をしようとするもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払いを受けようとする旅行役務提供者」を加え、「支出又は支払」を「支出又は支払い」に、「この場合において」を「この場合において、」に、「旅費の額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その旅費」を「、その旅費又は旅費に相当する金額」に、「金額の支給」を「金額の支給又は支払い」に改める。

第9条から第14条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄

道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、町長、副町長及び教育長（以下「町長等」という。）については、この限りでない。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、町長等については、この限りでない。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 搭乗に要する運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、町長等については、この限りでない。

3 航空賃は、旅行命令権者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難いと認め、航空機の利用を許可した場合に限り支給することができる。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運航する自動車により乗合旅客の運送を行うものに

限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の規定にかかわらず、職員が出張命令権者の承認を受けて私有自動車を使用して旅行した場合の交通費の額は、1キロメートルにつき37円とする。

3 前項の規定による交通費の額は、全路程を通算して計算する。この場合において、通算した路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、次に掲げる額を上限とする実費額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として町長が認める場合は、規則で定める額を上限とする。

(1) 県内に宿泊する場合 11,000円

(2) 県外に宿泊する場合 13,000円

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費の額は、第9条から第12条までに規定する当該移動に係る交通費の額及び前条に規定する当該宿泊に係る宿泊費の額の合計額とする。

第16条を第20条とし、同条の前に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第19条 旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第15条第1項中「任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「旅行命令権者は、旅行者が町以外の者から旅費の支給を受ける」に改め、「その他」の次に「当該旅行における」を、「この条例」の次に「又は旅費に関する他の条例の規定」を加え、「、不当に旅費の」を「不当に旅行の」に、「ときは」を「場合においては」に、「必要としない部分」を「その必要としない部分」に改め、同条第2項中「任命権者」を「旅行命令権者」に、「町長と協議して定める」を「当該旅行に要する相当額の」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、宿泊費については第13条で規定する額以上の額は支給しない。

第15条を第18条とし、第14条の次に次の3条を加える。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当の額は、1夜につき2,400円とする。

2 前項の規定にかかわらず、前2条に規定する費用について、次の各号に掲げる場合に該当するときは、宿泊手当の額は、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前2項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（町内旅費）

第16条 里庄町内に出張した場合は、旅費を支給しない。ただし、公務上、町長が必要と認める場合は、町内旅費として、その他の交通費に要した実費は支給することができる。

（外国旅行の旅費）

第17条 外国旅行の旅費については、国家公務員の例に準じてその都度町長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の里庄町職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第3条第1項の旅行命令権者が同項の旅行命令等を出す旅行について適用し、施行日前に改正前の里庄町職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条第1項の旅行命令権者が同項の旅行命令等を出した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第3条第1項の旅行命令権者が同項の旅行命令等を出し、かつ、施行日以後に新条例第3条第1項の旅行命令権者が同条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

（里庄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

3 里庄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和36年里庄町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「車賃、船賃、航空賃、日当、宿泊料」を「船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。